

資本市場の公正性・透明性と 上場会社経営者の役割

証券取引等監視委員会
事務局長 井上 俊剛

2024年2月15日

日本取引所自主規制法人 上場会社セミナー

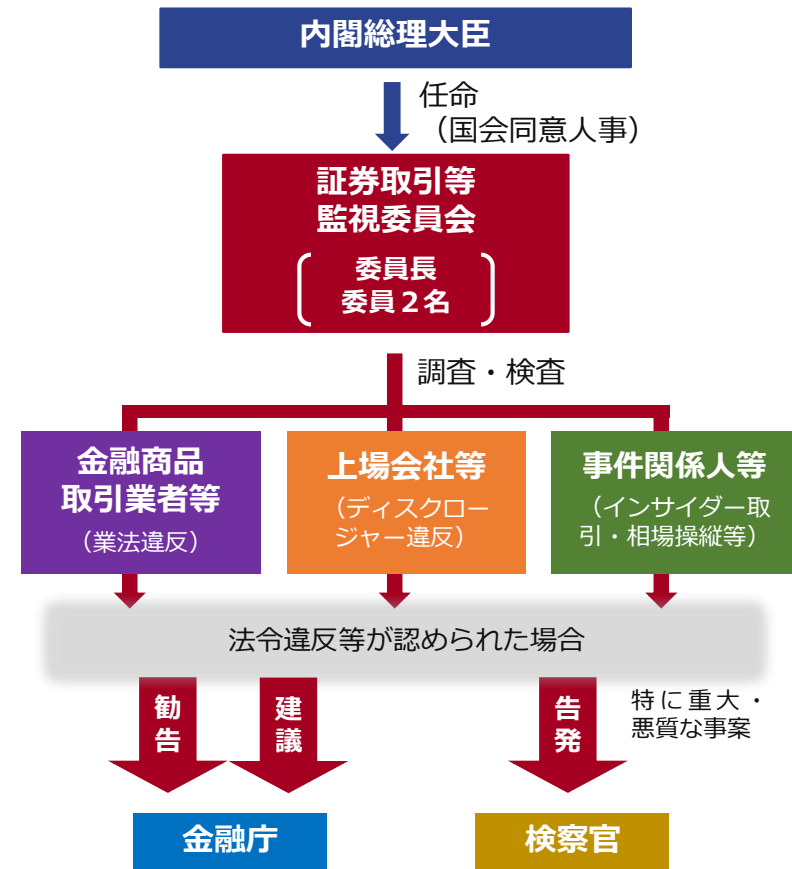
目次

1. 証券監視委について
2. コーポレートガバナンスと内部統制
3. 開示規制を巡る事案
4. インサイダー取引規制を巡る事案

- 1. 証券監視委について**
2. コーポレートガバナンスと内部統制
3. 開示規制を巡る事案
4. インサイダー取引規制を巡る事案

証券取引等監視委員会の組織・目的

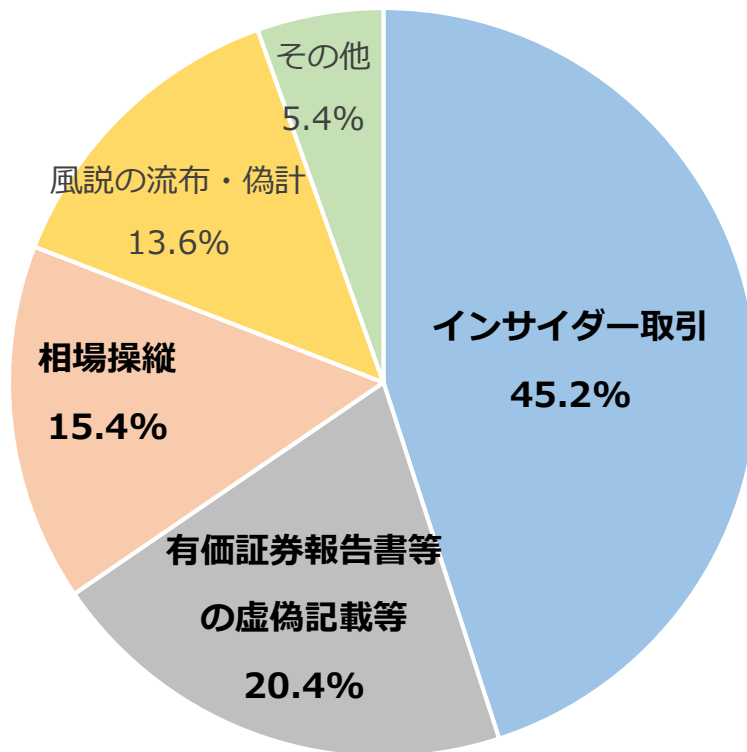
- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員 2 名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（1992年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期 3 年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引（内部者取引）・相場操縦等の不正取引に対する調査
 - 上場会社等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



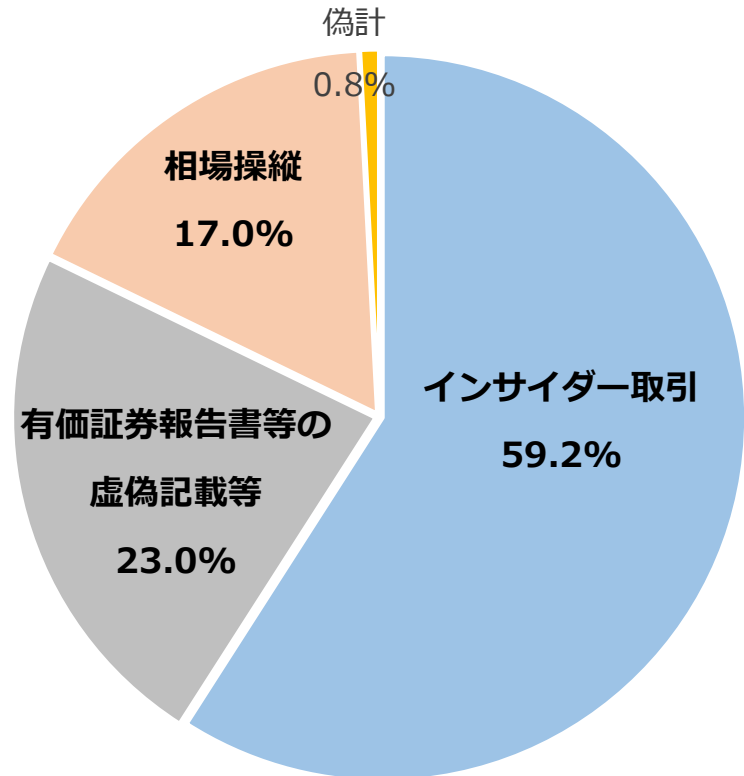
課徴金勧告・告発の内訳

- 過去の課徴金勧告・告発は、インサイダー取引、有価証券報告書等の虚偽記載等、相場操縦が上位を占める。

(図表 1) 告発の内訳 (2023年 3 月末現在)



(図表 2) 課徴金勧告の内訳 (2023年 3 月末現在)



(注) 図表 1、2 は、監視委発足時からの累計

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～

証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

II. 効果的・効率的な調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

III. 市場規律強化に向けた実効的な取組み

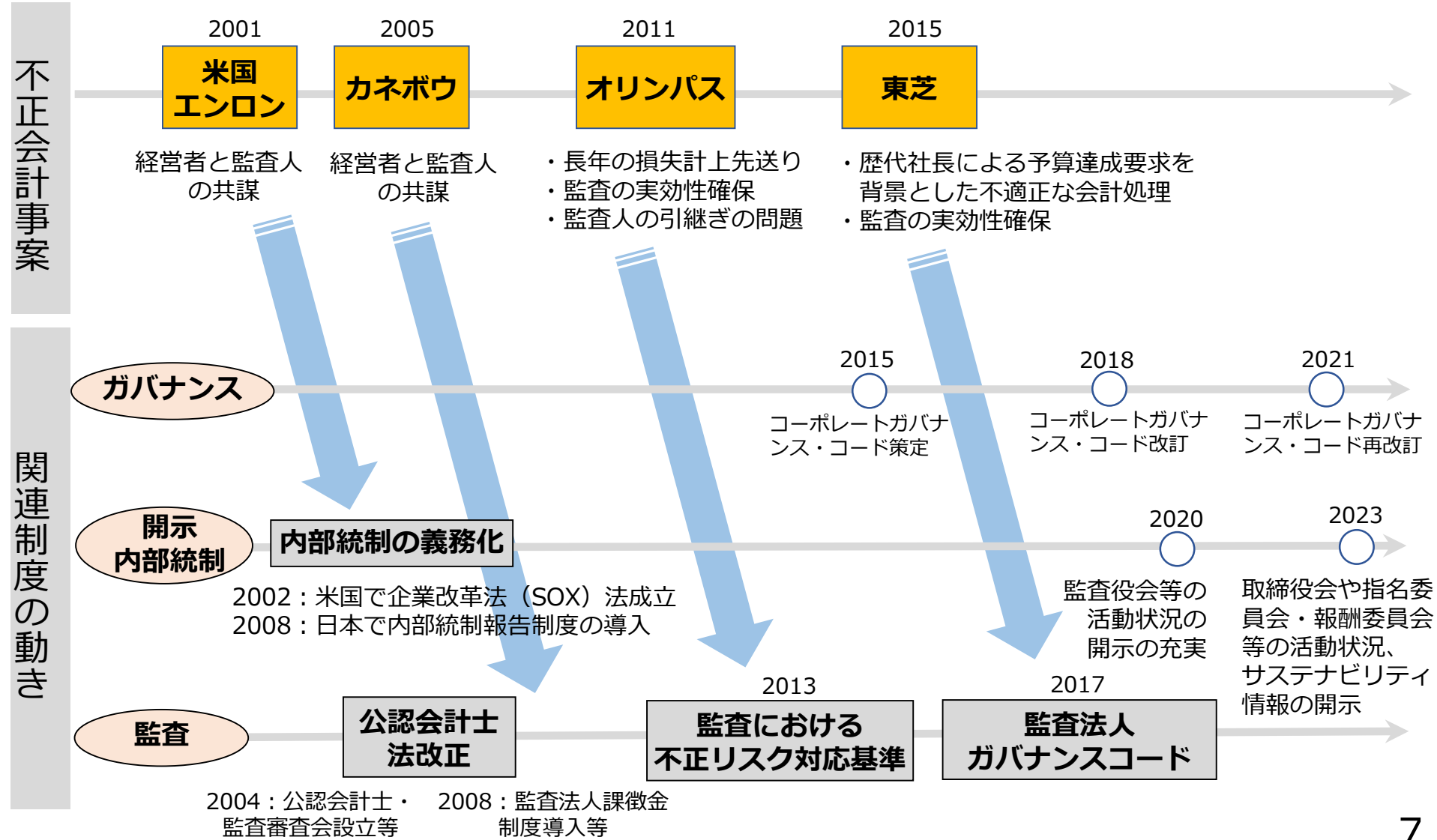
- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

1. 証券監視委について
- 2. コーポレートガバナンスと内部統制**
3. 開示規制を巡る事案
4. インサイダー取引規制を巡る事案

主な不正会計事案と関連制度の動き



資産運用立国とコーポレートガバナンス

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- コーポレートガバナンス改革については、**企業の持続的な成長**と**中長期的な企業価値向上**を目的として、企業による実質的な対応をより一層進展させることが肝要。今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、**アクション・プログラム**として取りまとめ（2023年4月26日公表）。
- 資産運用立国実現プラン（2023年12月13日公表）では、①**資産所得倍増プラン**、②**コーポレートガバナンス改革等**に続き、③**資産運用業・アセットオーナーシップ改革**を図り、我が国経済の成長と国民の**資産所得の増加**につなげていくこととされた。

資産運用立国実現プラン

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる
顧客本位の業務運営の確保

① **資産所得倍増プラン**
（2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ **資産運用業・アセットオーナーシップ改革**

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

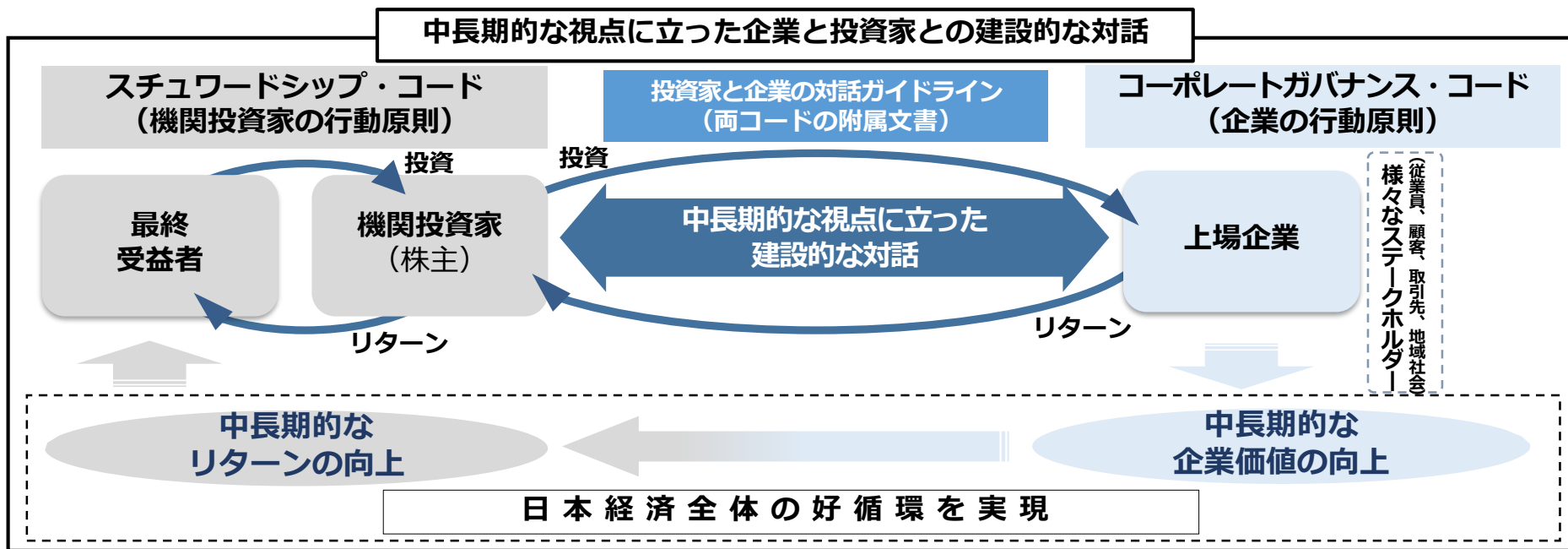
② **コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた
アクション・プログラム**（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取り組み

コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取り組み

- 成長戦略の一環として、
 - 「**スチュワードシップ・コード**」を策定（2014年2月策定・2017年5月改訂・2020年3月再改訂）
⇒ **機関投資家（年金基金やその委託を受けた運用機関等）**に対して、企業との対話を行い、**中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すこと**を求める行動原則。
 - 「**コーポレートガバナンス・コード**」を策定（2015年6月適用開始・2018年6月改訂、2021年6月再改訂）
⇒ **上場企業**に対して、**幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）**と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、**中長期的な収益力の改善を図ること**を求める行動原則。



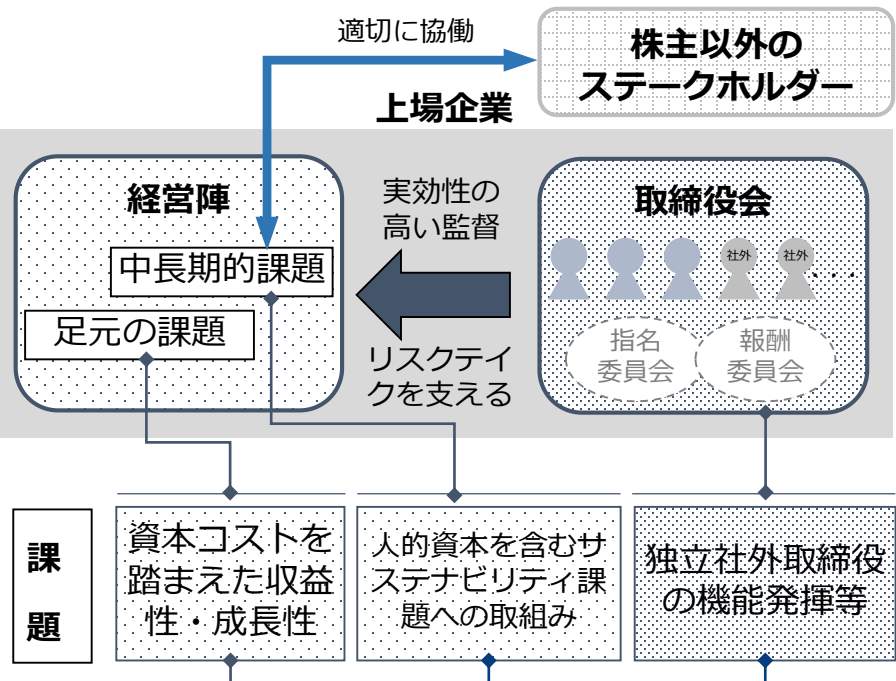
コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 概要①

- スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、アクション・プログラムとして取りまとめ（2023年4月26日公表）。

今後の取組みに向けた考え方

- コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、企業と投資家の建設的な対話の促進や、企業と投資家の自律的な意識改革の促進を主眼とする
- 各コードの改訂時期については、必ずしも従前の見直しサイクルにとらわれることなく、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、その進捗状況を踏まえて適時に検討する

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題



具体的な取組み内容

A) 収益性と成長性を意識した経営

資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）を促進する。

B) サステナビリティを意識した経営

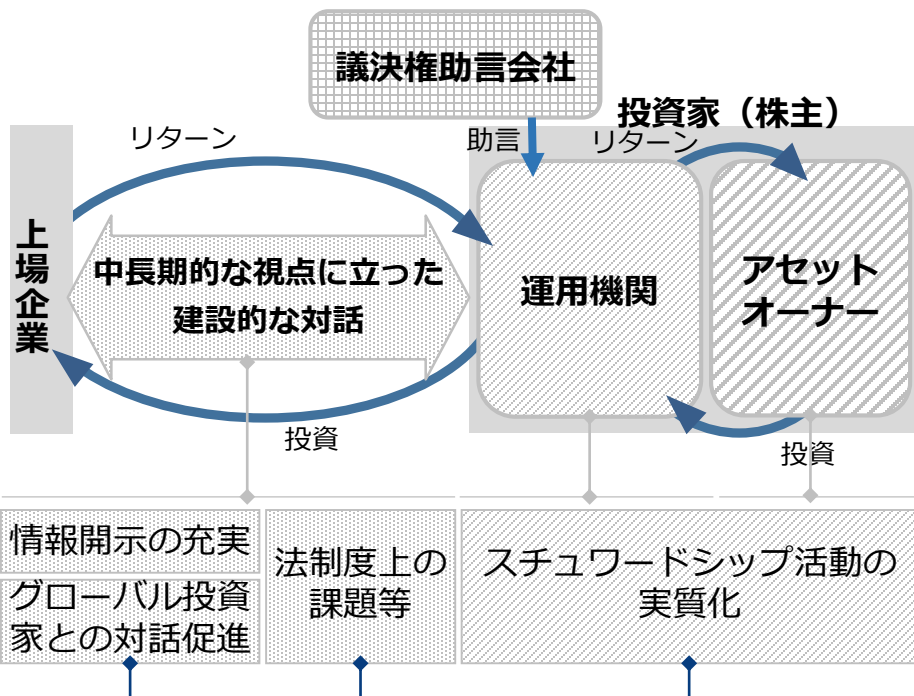
サステナビリティ開示の好事例集の公表等を通じて、サステナビリティ課題への取組みを促進する。
女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

C) 独立社外取締役の機能発揮等

取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する実態調査・公表や、独立社外取締役への啓発活動等を通じて、更なる機能発揮を促進する。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 概要②

2. 企業と投資家との対話に係る課題



具体的な取り組み内容

A) スチュワードシップ活動の実質化

◆ スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。

B) 対話の基礎となる情報開示の充実

◆ 対話状況の開示や、エクस्पラインの好事例・不十分な事例の明示に取り組む。
◆ 投資家が必要とする情報を株主総会前に提供する方策や、投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開示を促進する方策について検討を進める。

C) グローバル投資家との対話促進

◆ グローバル投資家の期待に自律的・積極的に応える企業群の見える化や、英文開示の更なる拡充を通じて、グローバル投資家との対話を促進する。

D) 法制度上の課題の解決

◆ 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

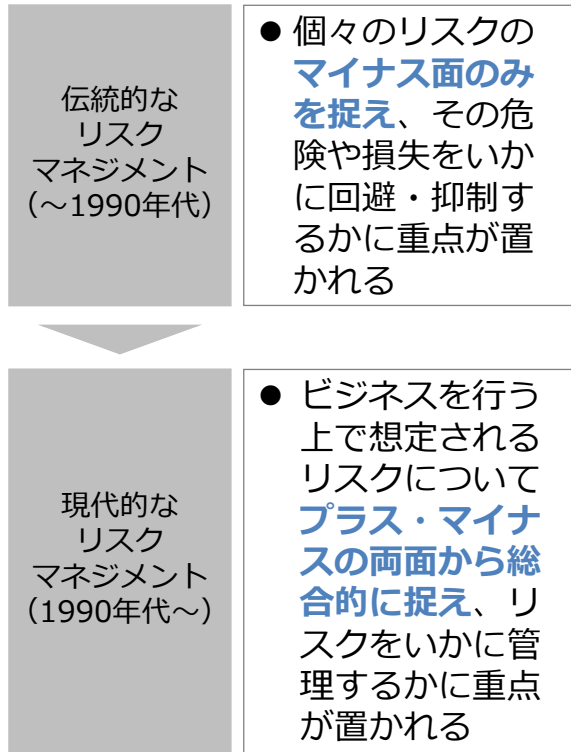
E) 市場環境上の課題の解決

◆ 従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進めるとともに、政策保有株式の縮減の進捗をフォローアップし、必要に応じて更なる検討を進める。

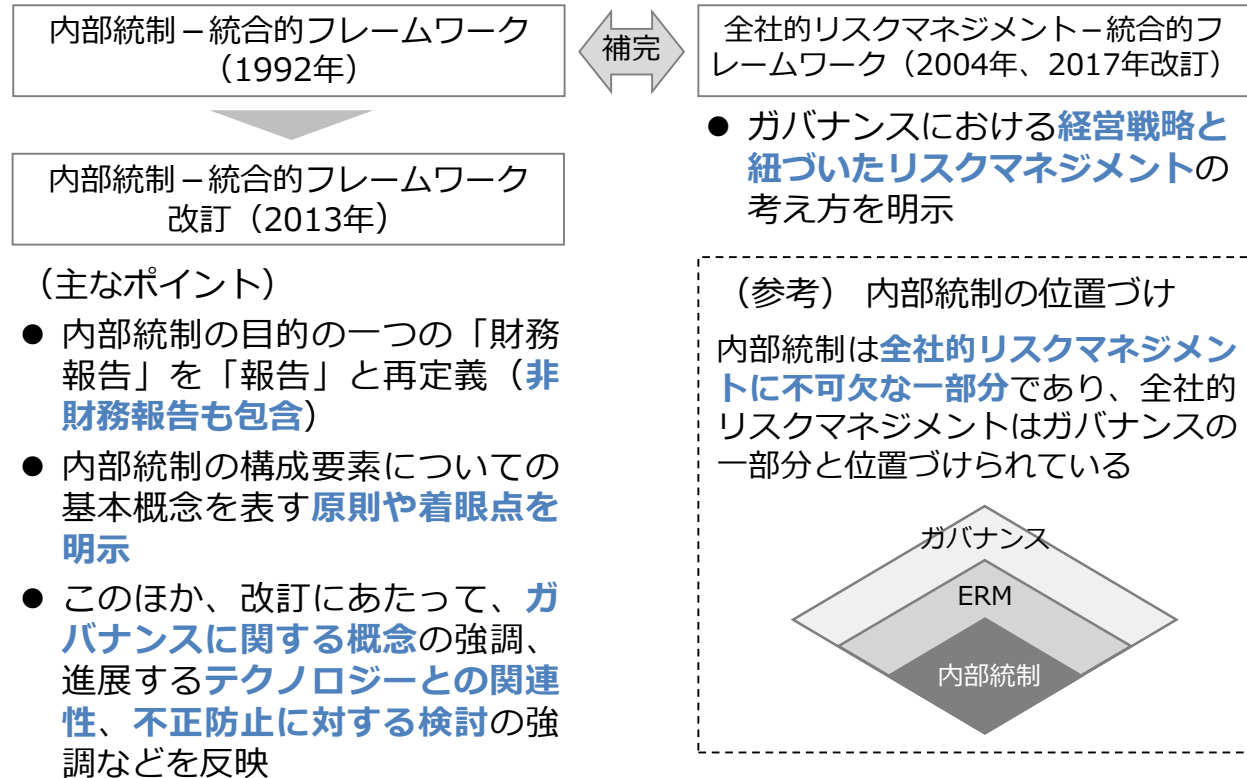
経済社会の構造変化等に伴う内部統制上の課題への対応

- 内部統制に関するフレームワークについて、経済社会の急激な構造変化や各種業務・リスクの複雑化に伴う内部統制上の課題に対処するため、国際的には、ERM（全社リスク管理）、三線管理、リスクアペタイト・フレームワークやガバナンスとの連携を強調した改訂が行われている。

リスクマネジメントの変遷



米国COSO（トレッドウェイ委員会支援組織委員会）の動向



(出所) 鳥羽至英ほか訳『内部統制の統合的枠組み 理論篇』（1996年）、八田進二ほか共訳『英国のコーポレート・ガバナンス』（2000年）、野村亜紀子「内部統制から事業リスク管理へ」（2003年）、新田敬祐「リスクマネジメントの新潮流」（2004年）、八田進二監訳『全社リスクマネジメント フレームワーク篇』（2006年）、杉野文俊「企業リスクマネジメントの史的展開に関する一考察」（2009年）、八田進二ほか監訳『COSO内部統制の統合的フレームワーク フレームワーク篇』（2014年）、八田進二ほか監訳『COSO全社リスクマネジメント』（2018年）等を参考に金融庁作成

2021年6月 コーポレートガバナンス・コード改訂（内部統制関連）の主な内容

- 2021年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的リスク管理体制の構築とその運用状況の監督、内部監査部門が取締役会や監査役会等に対しても適切に直接報告を行う仕組みの構築などが盛り込まれた。（会計監査の在り方に関する懇談会 論点整理（抄））
- コーポレートガバナンス・コードでは、内部監査部門と取締役・監査役との連携の確保が求められている。

コーポレートガバナンス・コードの改訂

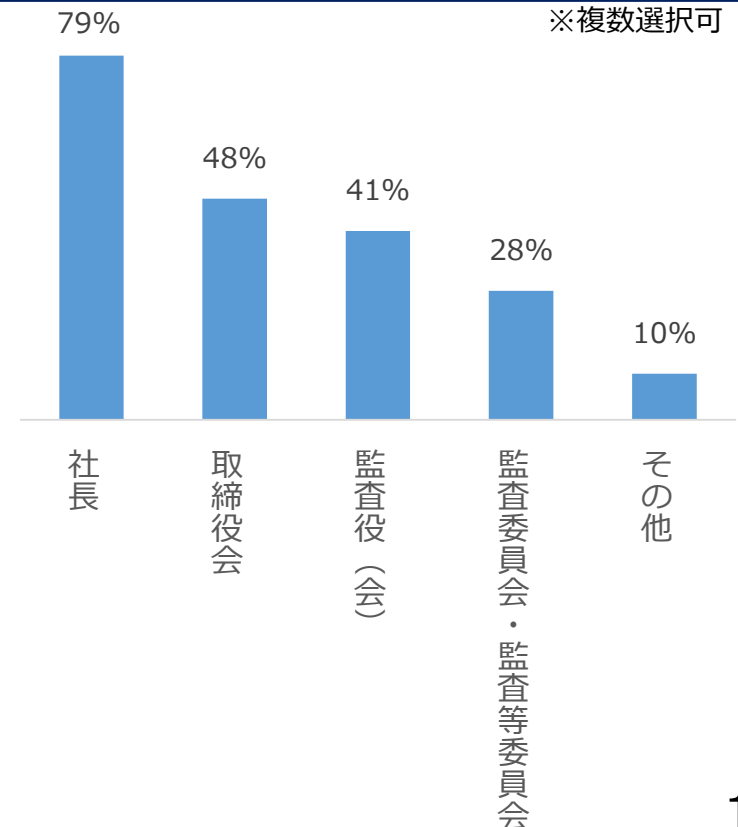
- ✓ 上場会社において、内部監査部門がCEO等のみの指揮命令下となっているケースが大半を占め、経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていないのではないかとの指摘
- ✓ こうした指摘を踏まえ、2021年6月に公表された改訂版コーポレートガバナンス・コードでは、上場会社は、**内部監査部門が取締役会や監査役会等に対して適切に直接報告を行う仕組み（デュアルレポーティングライン）を構築**すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められている

改訂版コーポレートガバナンス・コード

補充原則 4 – 13③

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。

内部監査部門の監査結果の定期的な報告先



内部統制報告制度の見直し

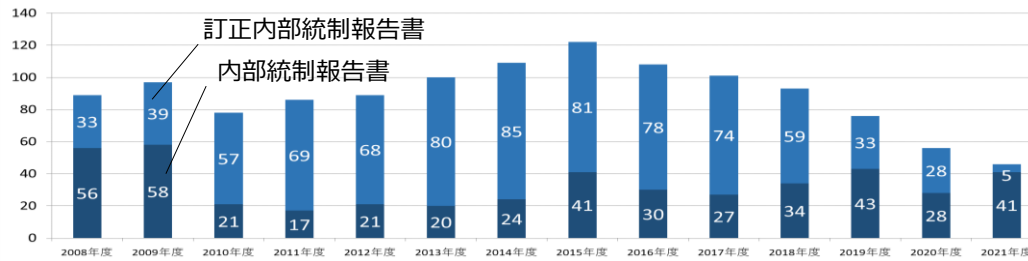
- 財務報告に関する内部統制の実効性向上を図る観点から、2022年10月より、企業会計審議会内部統制部会において内部統制報告制度^(注)の基準・実施基準等の見直しについて議論を開始。同部会において、基準等の改訂案をとりまとめた。

(注) 内部統制報告制度(2008年に導入)とは、経営者に対して財務報告に係る内部統制の有効性の評価と、その評価結果の報告(内部統制報告書の提出)を金融商品取引法で義務付けたもの。報告書の提出に際しては、公認会計士等による監査証明が必要。

背景

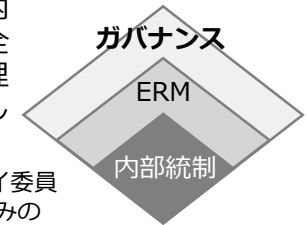
- 経営者による内部統制の評価範囲外(例:海外子会社等)での重要な不備の発生や、十分な理由の開示なく内部統制の有効性の評価の訂正が繰り返されるなど、**制度の実効性に懸念**。
- 国際的な内部統制の枠組みは、**経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題**対処のために改訂を実施しているものの、日本の内部統制報告制度では未反映。

内部統制が有効でないと表明した(訂正)内部統制報告書の提出状況



米国における内部統制の枠組みの動向

- ガバナンスの概念や、内部統制・ガバナンス・全組織的なリスク管理(ERM)の連携を強調した改訂が行われている。
- ※ 米国COSO(トレッドウェイ委員会支援組織委員会)の枠組みの改訂



基準等の改訂ポイント

- 制度の実効性向上

- ▶ **経営者による内部統制の評価における適切なリスクアプローチの徹底、評価に関する開示の充実**
 - 内部統制の評価範囲の選定の際に、数値基準(売上高2/3等)の機械的な適用ではなく、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮すべき旨を強調。評価範囲の選定の考え方の開示事項を明示。
 - 評価範囲等について、経営者と監査人との協議を促す。
 - 内部統制の評価の訂正時に、訂正の経緯や理由の開示を求める。

- 内部統制の最新の知見の反映

- ▶ **直面する課題や国際的な内部統制の枠組みを踏まえ、内部統制の概念をアップデート**
 - 内部統制とガバナンスや全組織的なリスク管理(ERM)との一体的な整備・運用の重要性の明示。
 - 不正に関するリスクへの対応の強調 など

※ 中長期的課題として、サステナビリティ情報等の非財務情報の取扱い、内部統制監査の方式変更や開示の充実等。監査方式に関し、経営者の内部統制評価への監査(現行)から、監査人による内部統制の直接監査(ダイレクト・レポート)に変更すべきとの意見あり。

※ 改訂基準等は、2024年4月1日以後開始する事業年度から適用。

開示すべき重要な不備の原因

(2021年7月～2022年6月に提出された内部統制報告書(訂正内部統制報告書を含む))

- 近年において**内部統制が有効でなかった事例の原因**としては、コンプライアンス意識の欠如、モニタリング体制の不備、牽制機能の無効化、子会社等の管理体制の不備等がみられる。

内部統制報告書(訂正内部統制報告書を含む)に記載された、内部統制の評価結果に「開示すべき重要な不備」があり、「財務報告に係る内部統制は有効でない」とした者の不備の原因(複数項目該当者有)

提出会社における開示すべき重要な不備の主な原因	者数
① コンプライアンス意識の欠如	19件
② 内部監査等のモニタリングの体制不備又は不十分な実施	15件
③ 役員への権限集中等による牽制機能の無効化	15件
④ 子会社等管理体制の不備	13件
⑤ その他上記以外の不備の原因	30件

子会社における開示すべき重要な不備の主な原因	者数
① コンプライアンス意識の欠如	8件
② 役員への権限集中等による牽制機能の無効化	5件
③ 内部監査等のモニタリングの体制不備又は不十分な実施	3件
④ その他上記以外の不備の原因	8件

1. 証券監視委について
2. コーポレートガバナンスと内部統制
- 3. 開示規制を巡る事案**
4. インサイダー取引規制を巡る事案

開示規制違反の傾向

- 違反行為者の業種別の内訳では、**情報・通信業（27件）、サービス業（24件）、卸売業（19件）**において、**勧告件数が多くなっている（2006年度～2022年度）**。
- 特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合（約15%）に比べて、違反行為者の業種別割合（約21%）が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。**無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。**

違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（単位：社）

年度	2006 ～ 2017	2018	2019	2020	2021	2022	計
情報・通信業	21	1	1	1	1	2	27
サービス業	17	0	1	2	2	2	24
卸売業	13	4	0	2	0	0	19
建設業	8	1	0	0	0	1	10
電気機器	7	0	0	2	0	0	9
小売業	5	1	0	0	1	0	7
機械	4	0	0	1	0	0	5
不動産業	4	0	1	1	0	0	6
その他製品	2	0	1	0	0	1	4
その他金融業	2	0	1	0	0	1	4
その他（注2）	9	3	1	1	1	0	15
年度別計	92	10	6	10	5	7	130

（注1）業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

（注2）上記表については、業種の別のうち、違反行為者の多い業種上位10業種のほか、それ以外の業種を「その他」としてまとめて記載している。

開示規制違反の傾向

- 課徴金納付命令勧告の対象となった事例の不正会計等の内容を分類すると、
 - 「売上の過大計上/前倒し計上」（20件）、「売上原価の過少計上」（7件）が多くみられる（2019年度～2022年度）。
 - 最も件数の多い「売上の過大計上/前倒し計上」については、2022年度においても、虚偽の証憑作成等による売上の過大計上や、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上といった事例がみられる。

主な不正会計等の内容 (単位：件)

年 度	2019	2020	2021	2022	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	20
売上原価の過少計上	1	3	1	2	7
引当金の過少計上	2	0	0	1	3
その他費用の過少計上	0	2	1	1	4
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	1
利益の前倒し計上	0	1	0	0	1
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	5
子会社の連結除外	0	1	0	0	1
資産の過大計上	0	1	1	1	3
関連当事者取引に係る注記の不記載	1	1	0	0	2
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	3
年度別計	9	19	9	13	50

(注) 複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

グレイステクノロジー（株）における有価証券報告書等の 虚偽記載に係る課徴金納付及び訂正報告書の提出命令勧告 （勧告日：2022.2.22）

<事案概要>

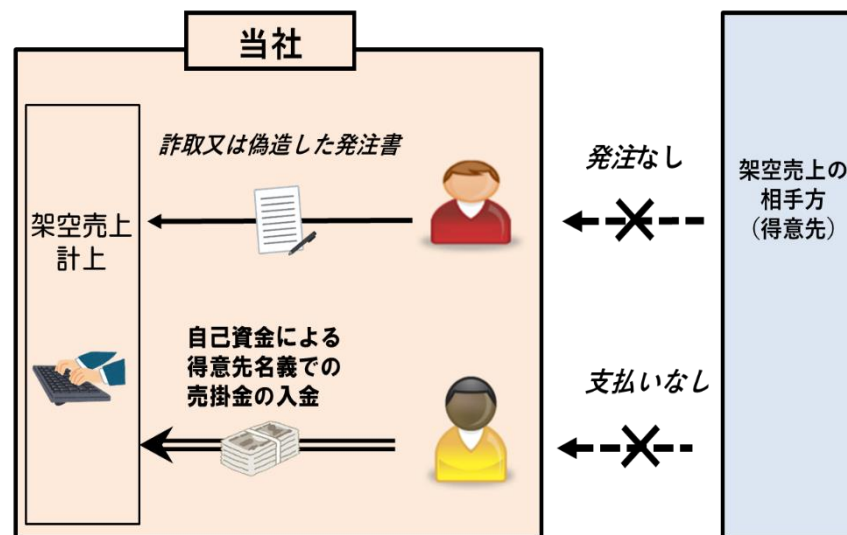
- グレイステクノロジー(株)（2016.12東証マザーズ上場、2018.8東証一部上場。以下「当社」。）は、未受注にも関わらず、発注書等を未受注の取引先から詐取又は偽造すること等により受注の事実を仮装し、売上の架空計上等を行った。
- 当社は、これら不適正な会計処理を行ったことにより、過大な当期純利益等を計上した財務諸表等を記載した有価証券報告書等を提出した。

<事案の特色>

- 当社は、**これら不適正な会計処理について、東証マザーズ（当時）上場前から行っていた**。外部専門家で構成される特別調査委員会の調査の結果、会計不正が多数発見され、四半期報告書の提出が不可能となったことから、東証より2022.1.27付で整理銘柄に指定され、**2022.2.28付で上場廃止**となった。
- 当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等の訂正を速やかに行う見込みがないこと等から、訂正報告書提出命令勧告の対象とした。

<課徴金の額>

- 2,400万円



<課徴金勧告事例（開示検査関係）>

（株）ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告（勧告日：2022.12.9）

<事案概要>

- (株)ディー・ディー・エス（東証グロース。以下「当社」。）は、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上や、役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上等を行った。
- また、当社は、本来、継続して営業損失が発生するなど、**将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」。）が存在しているにもかかわらず、売上の過大計上等の不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、有価証券報告書等に重要事象等が存在する旨及びその内容を記載しなかった**※。

※ 重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、その旨及びその内容を開示する必要がある。

- さらに、当社は、上記不適正な会計処理及び重要事象等の不記載を訂正するにあたり、各財務諸表の合計金額や差引金額について不一致が生じるなど多くの箇所虚偽記載のある連結財務諸表等を作成した。
- これらの結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

<事案の特色>

- 本事案は、**重要事象等の不記載を課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事案**である。
- 当社は、内部管理体制等の改善状況に重大な問題があると認められること等により、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、東証より2023.7.3付で整理銘柄に指定され、**2023.8.4付で上場廃止**となった。

<課徴金の額>

- 2億 573万円

最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について①（ガバナンス）

- 共通して会社のガバナンスに関する不備が不適正な会計処理の原因・背景となっており、海外子会社におけるガバナンスの形骸化や、内部監査部門の機能不全も見受けられた。

ガバナンスに関する不備として、例えば、以下が挙げられる。

◆ 当社グループにおける内部統制の不備（東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業）

- 案件担当者がマネージャーの職位であれば、受注登録・売上確定・発注・支払等の申請及びそれら申請の承認手続について、全て単独で行うことが可能な統制となっていた。
- 当社の海外子会社において、現地の社長の権限が大きく、当社グループによる牽制が不十分であったほか、海外子会社の日常の経理処理の適正性に関して、当社から容易に確認可能なシステムとなっていなかった。

◆ 問題事象を可能ないし容易にした機会が存在していたこと（東証スタンダード市場、精密機器）

- 商事事業における仕入先及び販売先との取引条件等に係る協議について、商事事業担当取締役が業務が属人的に帰属しており、第三者がこれをチェックすることができず、不適切な状況が継続することとなった。

◆ 内部統制の機能不全（東証グロース市場、情報・通信業）

- 内部監査については、専任スタッフが長年存在しておらず、2021年から内部監査室長が就任しているが、非常勤であり、監査役会も予算策定や与信管理に着目して監査を行うこともないなど、内部統制も有効に機能していなかった。

最近の課徴金納付命令勧告事案における原因・背景について② (不正リスクに関する認識等)

- 不正リスクに関する意識が希薄であること、会計リテラシーが低いこと等が不適正な会計処理の原因・背景となっていた事案が見られた。特に、役員の不正リスクへの認識が希薄である事案が多く見られた。

不正リスクに関する認識や会計リテラシーが低いこととして、例えば、以下が挙げられる。

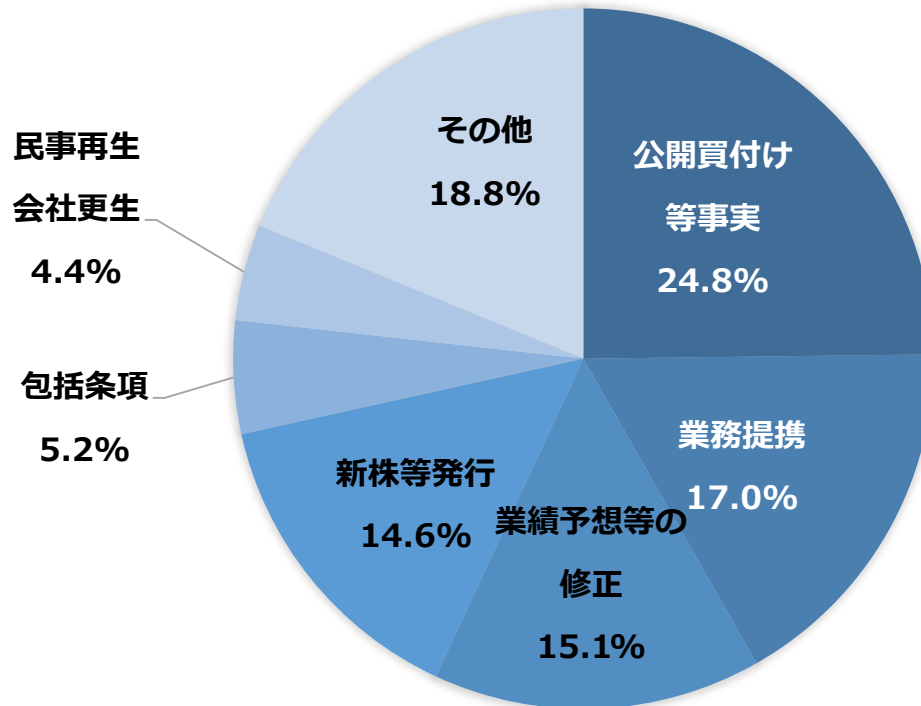
- ◆ **役員における不適正会計に対する危機意識及び会計リテラシーが低かったこと**（東証グロース市場、ビジュアルコミュニケーション事業）
 - ▶ 当社の社内役員は、原価付替を認識したにもかかわらず、重要な問題として認識せず、財務報告への影響を適切に判断できなかったことから、改善に向けた適正な対応を行わず、また、取締役会や会計監査人への共有を行わなかった。
- ◆ **会計コンプライアンス意識が欠如していたこと及び不適切な取引を容認する企業風土が醸成されていたこと**（東証スタンダード市場、精密機器）
 - ▶ （商品売買を仮装した）実質金融取引のような不適切な取引につき十分な内部統制（チェック機能・牽制機能等）が図られていない状況であることを前任監査人から指摘されていたにもかかわらず、これを容認するような企業風土が醸成されていた。
- ◆ **元社長らの不正リスクへの意識が希薄であったこと**（東証グロース市場、サービス）
 - ▶ 元社長らは、当社を起点とする資金循環という異常な支払フローを認識していたにもかかわらず、監査役会に報告し、あるいは取締役会に上程するなどして会計上の問題の有無を検討するなどの対応を行わなかった。

1. 証券監視委について
2. コーポレートガバナンスと内部統制
3. 開示規制を巡る事案
4. **インサイダー取引規制を巡る事案**

インサイダー取引規制違反の傾向

- 証券監視委が勧告したインサイダー取引規制違反のうち、**最も多い重要事実**は**公開買付け**に関するもの
- 公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことに加え、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しく、公表までに相当な時間を要することが多い。

(図表 1) 重要事実等別の構成割合 (単位：%)

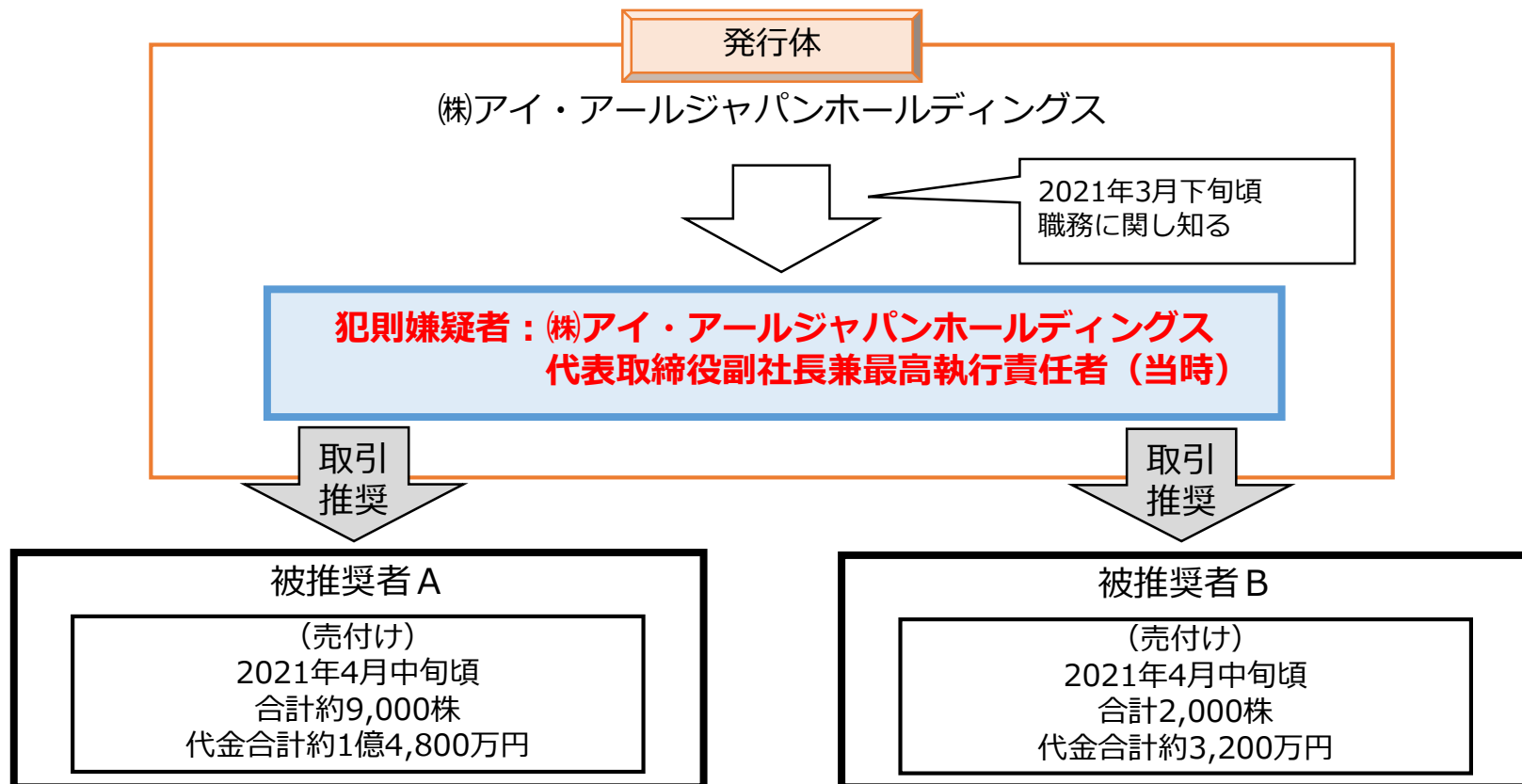


2005年度から2022年度の累計

<告発事例（不公正取引関係）>

(株)アイ・アールジャパンホールディングス株券に係る 取引推奨事件の告発（告発日：2023.6.6）

- 金融商品取引法違反（取引推奨）の嫌疑で、1名を東京地方検察庁に告発。
- 犯則嫌疑者は、(株)アイ・アールジャパンホールディングスの代表取締役副社長兼最高執行責任者を務めていたが、その職務に関し、同社の業務等に関する重要事実（連結業績予想値の下方修正）を知り、同社の株券を売り付けさせて損失の発生を回避させる目的をもって、重要事実の公表前に、A及びBに対し複数回にわたり同社の株券の売付けを勧め、A及びBが、重要事実の公表前に、同社の株券を売り付けたもの。



(注) 犯則嫌疑者については、2023年10月、有罪判決が確定（懲役1年6月、執行猶予3年）。

<課徴金勧告事例（不公正取引関係）>

(株)日本製鋼所の子会社との契約締結者2法人の各社員2名及び同子会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告（勧告日：2023.10.27）

<事案概要>

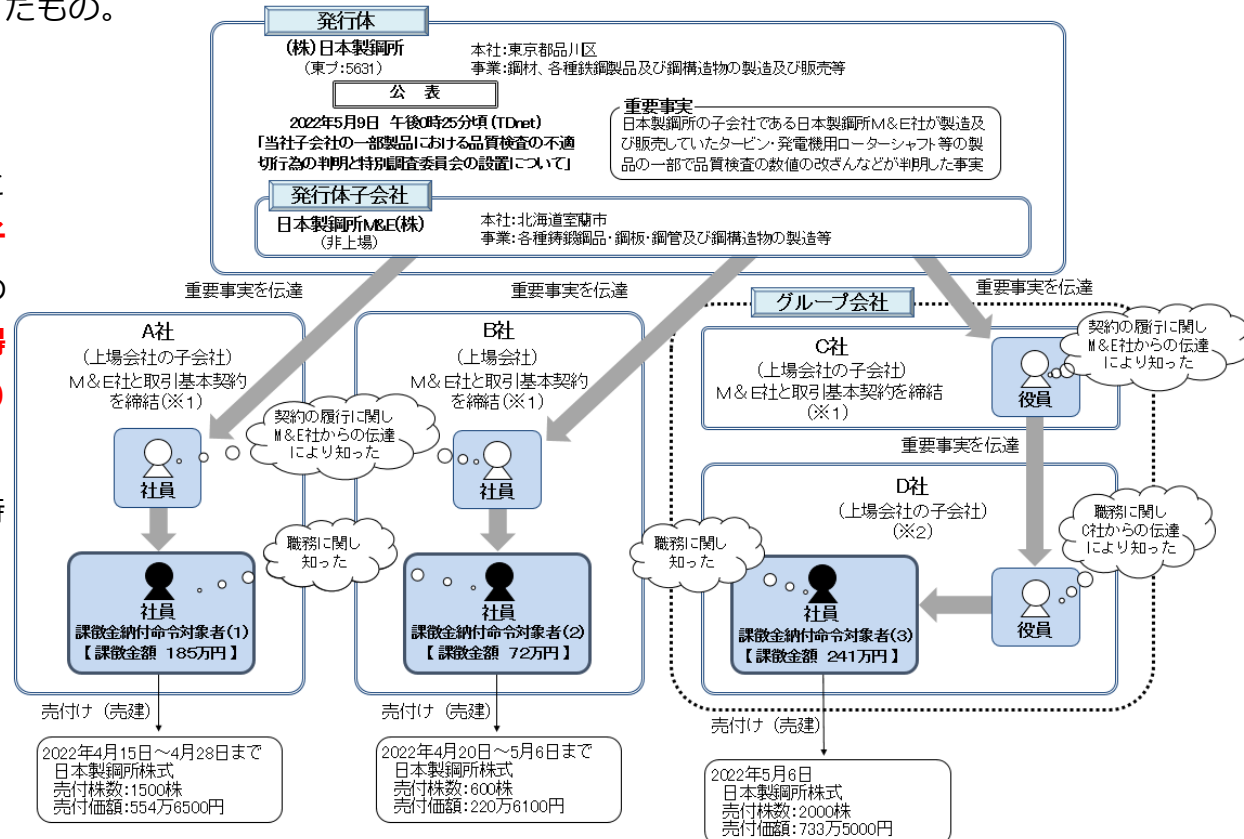
- 本件は、(株)日本製鋼所の子会社である日本製鋼所M&E(株)（以下「M&E社」）の契約締結先の社員である課徴金納付命令対象者（以下「対象者」）（1）（2）、及びM&E社の契約締結先から情報の伝達を受けた会社の社員である対象者（3）が、それぞれ内部者取引を行ったもの。

<事案の特色>

- 本件は、対象者3名が、法令を遵守し、株取引に関して高い規範意識を保つことが求められる**上場会社または上場会社子会社の社員でありながら**、日本製鋼所の不祥事に関する**秘匿性の高い情報を知得するや、自己の利益を図る目的で空売りするなどした悪質性の高い事案**。
- 相互に関連性の乏しい3社において同時に内部者取引が発生。

<課徴金の額>

- 対象者（1）185万円
- 対象者（2）72万円
- 対象者（3）241万円



※1 金融商品取引法第166条第1項第4号の上場会社等と契約を締結している法人に該当
 ※2 金融商品取引法第166条第3項の職務上伝達を受けた者が所属する法人に該当

情報発信

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

✕ @SESC_JAPAN

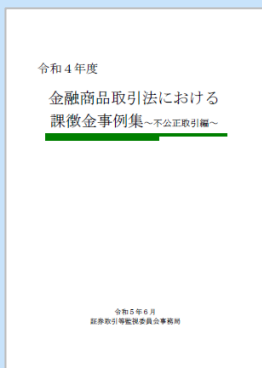


※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、裏表紙記載の情報提供窓口をご利用ください。

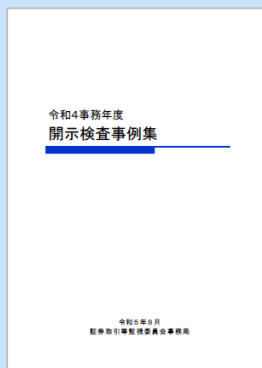
各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等を紹介

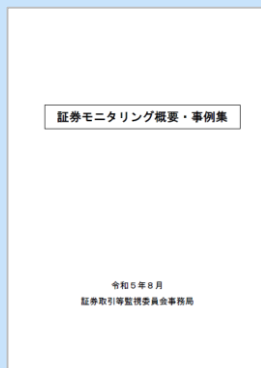
- ・ 課徴金事例集（不正取引編）、開示検査事例集：
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>
- ・ 証券モニタリング概要・事例集：
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、意義・特徴や発生原因、市場関係者や投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>





ご清聴ありがとうございました。

